二　施行令第四十条の八第五十六項第一号（同条第五十四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合　当該事由がその効力を生ずる日から経営贈与承継期間の末日までの間にある同号に規定する雇用判定基準日（以下この号において「雇用判定基準日」という。）の数を経営贈与承継期間内にある雇用判定基準日の数で除して得た割合（最初の売上判定事業年度（同条第五十六項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。第四十二項及び第四十六項において同じ。）終了の日が当該末日の翌日以後である場合には、一）

三　施行令第四十条の八第五十六項第二号の規定の適用がある場合　一

40　施行令第四十条の八第五十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、第四十五項第三号に定める書類を法第七十条の七第三十一項の規定により提出する届出書に添付することにより証明がされた場合とする。

41　施行令第四十条の八第五十五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、第四十五項第四号に定める書類を法第七十条の七第三十一項の規定により提出する届出書に添付することにより証明がされた場合とする。

42　施行令第四十条の八第五十六項第一号（同条第五十四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同条第五十六項第一号（同条第五十四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　吸収合併（認定贈与承継会社が消滅するものに限るものとし、贈与特定事業年度（施行令第四十条の八第五十六項第一号に規定する贈与特定事業年度をいう。以下この項及び第四十六項において同じ。）開始の日以前にその効力が生ずるものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合

イ　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第三号又は第四号の事由（施行令第四十条の八第五十四項において同条第五十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合にあつては、同法第二条第五項第一号又は第二号の事由。以下この項において「災害等」という。）が発生した日以後に吸収合併がその効力を生ずる場合　(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合

(1)　贈与特定事業年度における当該吸収合併により消滅した認定贈与承継会社の売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を売上金額に係る事業年度の月数で除して得た割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額と、当該吸収合併がその効力を生ずる日（以下この号において「効力発生日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額及び当該吸収合併により消滅した会社（当該認定贈与承継会社を除く。）の売上金額にそれぞれ調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額

(2)　売上判定事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額（効力発生日の属する売上判定事業年度にあつては、当該売上金額と、当該効力発生日の属する事業年度における当該吸収合併により消滅した会社の売上金額を当該事業年度の月数で除し、これに当該売上判定事業年度開始の日から当該効力発生日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額とを合計した金額）

ロ　イに掲げる場合以外の場合　(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合

(1)　贈与特定事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額と、効力発生日の属する事業年度の直前の事業年度における当該吸収合併により消滅した会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額（効力発生日が贈与特定事業年度中にある場合には、当該計算した金額に贈与特定事業年度の月数のうちに占める贈与特定事業年度開始の日から当該効力発生日の前日までの期間の月数の割合を乗じて計算した金額）とを合計した金額

(2)　売上判定事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額

二　新設合併（贈与特定事業年度開始の日以前にその効力が生ずるものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる割合

イ　災害等が発生した日以後に新設合併がその効力を生ずる場合　(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合

(1)　贈与特定事業年度における当該新設合併により消滅した認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額と、当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該新設合併により消滅した会社（当該認定贈与承継会社を除く。）の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額

(2)　売上判定事業年度における当該新設合併に係る合併承継会社の売上金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合

(1)　当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該新設合併により消滅した会社の売上金額にそれぞれ調整割合を乗じて計算した金額を合計した金額

(2)　イ(2)に掲げる金額

三　株式交換等（認定贈与承継会社が株式交換完全子会社等となるものに限るものとし、贈与特定事業年度開始の日以前にその効力が生ずるものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合

イ　災害等が発生した日以後に株式交換等がその効力を生ずる場合　(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合

(1)　贈与特定事業年度における当該株式交換等により株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額（株式交換にあつては、当該計算した金額と、当該株式交換がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該株式交換に係る交換等承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額）

(2)　売上判定事業年度における、当該株式交換等に係る交換等承継会社の売上金額と、当該株式交換等により株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合

(1)　当該株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該株式交換等により株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額（株式交換にあつては、当該計算した金額と、贈与特定事業年度における当該株式交換に係る交換等承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額）

(2)　イ(2)に掲げる金額

43　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。